

## **2014年9月18日 西脇いく子一般質問と答弁（大要）**

【西脇】日本共産党の西脇郁子です。知事ならびに理事者に数点について伺います。

### **消費生活相談活動の抜本的な強化を**

【西脇】はじめに京都府の消費生活相談活動の抜本的な強化について伺います。

消費者庁の推計によれば全国の消費者被害は、2013年に約6兆円に上り、13人に1人の割合で平均被害額は約59万円だとしています。6兆円は13年のGDPの1.2%に相当する我が国経済においても無視できない規模となっています。京都府内では、平成25年度に京都府消費生活安全センター等に寄せられた消費生活相談件数は、5860件で前年度比0.3%増加となっており、とりわけ振り込め詐欺などの「特殊詐欺」被害は、先日知事も記者会見で報告されたように警察に認知された被害額は総額5億4910万円、1件あたりの被害額は約700万円と最悪の事態で、しかも7割が65歳以上の高齢者となっています。

それに加えて土日に京都府と京都市とで業務委託しているNPO団体の「有資格者の会」での相談件数も年間1300件近くあるとお聞きしています。相談内容もデジタルコンテンツ、インターネットを利用した被害など複雑で高度化し、相談によっては、70回も相談者と相手方とやり取りする場合もあるなど、被害件数だけではうかがいしれない相当の手間と時間がかかるような事例も増加しています。

しかし、少なくない人たちが「自分が悪い」と考えて誰にも相談しないまま、場合によっては重大な詐欺事件などに発展するケースもあり、迅速な被害の発見と解決が求められています。府民の大事な財産を守るためにもすべての消費者がいつでも相談でき、誰でもアクセスしやすい公的な相談窓口と消費者被害に巻き込まれないための府民への啓蒙・教育活動のあり方がますます問われています。その立場から数点についてお聞きします。

はじめに、京都府消費生活安全センターの相談体制について伺います。

現在、センターでの消費生活相談日は、月曜から金曜日で、土日については「有識者の会」の事務所で対応しておられますが、この場合は、相談者への助言のみで業者等への斡旋ができないため、必要な相談等については、府の消費生活センター等の相談窓口を紹介しておられます。相談者にとってはわらをも掴む思いで相談したのに別の窓口を紹介され、また一から相談しなおすことになるわけです。また、受付時間は、高齢者や多重債務などの相談を除いて、午前9時から午後4時まで。昼も相談窓口は開いてはいるものの電話は2回線のみとなっています。

滋賀県では、土日も斡旋も含めた電話相談ができることになっていますが、京都府でもNPO団体に委託するのではなく、体制を拡充させて、センターでの相談を土日も実施できるようにすべきではありませんか。

また、昼の時間帯についても現在の電話を2回線から通常の5回線に増やし、より相談者の利便性をはかるべきではありませんか。

次にセンターの専門職である消費生活相談員の処遇等について伺います。

京都府の消費生活相談員は、高度な専門性を持ち、府民の相談活動の最前線で、市町村と連携しながら府民の消費被害の相談・救済・啓蒙教育の業務に携わっておられます。

現在、センターの相談員さんは、13名で全員が非正規職員で、そのうち10名が日常的に相談の窓口で対応され、3名が消費者の啓発・教育活動に専念されています。

勤務は、週4日勤務と3日勤務を交互に行っておられますが、この勤務形態の結果、相談者からは「今度はいつ来るのか」「毎日来る人にして欲しい」などの苦情が相次ぎ、あげくは「正職員にかわってほしい」とまで言われることも多く、日々必死で相談活動を支えておられる相談員のモチベーションにも関わる事態が続いているとお聞きしています。

さらに問題なのは、こうした相談員さんたちが1年ごとに契約更新を繰り返し、長い人で21年間も毎年更新をし続けておられることです。

相談員の皆さんは、毎年3月になると4月から雇用されるのか、今受けている相談も途中で打ち切らざるを得ないかもしれないと常に雇い止めの不安をかかえたまま仕事をせざるを得ないということもお聞きしました。

京都市の消費生活相談員の場合は、週30時間以上の勤務で年収も300万円を超えているとお聞きしていますが京都府の場合、週28時間勤務で、年収200万円・手取り170万円程度で相変わらずワーキングプア状態のままです。また、専門相談員としてのスキルアップへの支援も極めて大事です。相談内容も高度化・複雑化しているうえに、センターの相談員は市町村の消費生活相談員の教育や大学でも系統的に消費者教育も担っておられ、文字通り府内での消費者教育・啓発活動の中心的な役割を担っているにもかかわらず、相談業務等に追われ、府内市町村合同の事例研修会さえもまともに参加できていない状況です。

現在、センターの消費生活相談員としての研修は、基金で国民生活センターで年1回実施されているそうですが、それだけでは、求められるスキルアップには全く不十分で相談員さん達は、それぞれ休日を利用して自費で研修会に参加するなど経済的にも、時間的にもご苦労をしておられます。

これが、京都府内の消費者行政の中心的役割を担っている京都府消費生活安全センターの消費生活相談員の実状ですが、知事としてこのことについてどう認識されておられますか。お答えください。

また週28時間・週3日と4日勤務を交互に行う現在の府のセンターの相談員の勤務体制について京都府の「非常勤嘱託要綱」に縛られず、府民サービスが低下しないように、せめて現在よりも週4日以上を増やし、改善をはかるべきですがいかがですか。

センターの消費生活相談員の公費での研修を増やし、消費生活相談員が市町村の事例研修会などに参加できるよう人員体制を充実させるべきですがいかがですか。

また京都府は、新たに府内で今後4年間で3万人の正規雇用を増やすことを目標に掲げておられますが、足元の府の消費生活支援センターの消費生活相談員がいつまでも不安定な非正規職員のまま放置するのではなくまず「權より始めよ」で今後、専門相談員を正規職員として採用すべきではありませんか。

## 中学校給食の実施について

【西脇】次に中学校給食の実施について伺います。

2008年に改正された学校給食法において、学校における食育の推進のために給食を活用することが新たに加わり、給食が単なる栄養補給に留まらず、食の大切さや伝統的な食文化、栄養バランスなどを学ぶ教育の一環であるという趣旨がより明確にされました。また、食育基本計画においても学校給食のい

っその普及を促進することが明記されているなど、これまで以上に学校給食の普及と充実がかかげられています。

そのもとで、全国の中学校給食の完全給食実施状況は、2012年5月時点では都道府県では沖縄県の100%実施など実施率が9割以上の道県は29県、5割以上が11県で平均でも77.1%となっています。一方、京都府の場合は、29.4%と極めて低く、大阪府の15.2%、神奈川県は17.8%に次いで下から3番目のという状況のままになっています。また、これまで全国で最も遅れていた大阪府においては、平成23年度から5か年計画で、「大阪府中学校給食導入促進事業補助制度」を設け市町村の中学校給食実施への支援が始まっています。その内容は、国交付金対象外事業の給食室の基本設計等や、調理場の改修、配膳室の整備、運搬用エレベーター等の整備、消耗品、用地取得費など給食実施に資するものです。現在、大阪府の独自制度を活用し、高槻市では小学校で作られた給食を中学校に運ぶ親子方式の中学校給食を2014年度から全校で実施できるよう進められているなど、大阪府内の中学校給食実施校は、飛躍的に広がっており、このままでは京都府は、中学校給食実施率では全国最下位に限りなく近づく状況となっています。

私は先日、京都市南区の公立の小中一貫校の学校給食を見学致しました。その学校では、6名の調理員さんが自校方式で、生徒教職員あわせて830食の給食を作っておられ、これまで中学校給食になる前は、お弁当の中身が恥ずかしくて隠して食べていた生徒もいたようですが、今ではそのような必要もなく一斉に温かい給食を食べることができているのです。高槻市の中学校でも、中学校で給食を子どもたちと一緒に摂るなかで、授業時間には見えない子どもの変化も見えるようになったとお話をお聞きしています。

そのような中で、現在、長岡京市では、「長岡京市のよりよい食育をめざして中学校給食を実現する会」の皆さんが、今年4月から1万人を目指し署名活動に取りくんでおられ、すでに9月7日現在約7800筆となっています。また宇治市でも先月30日に「中学校給食実現をめざす会」が結成され、いよいよ宇治市内での中学校給食実現をめざし1万人の署名運動も始まろうとしています。また、今年4月には、新日本婦人会京都府本部より京都府教育委員会に、3,163筆の「京都府内の各市町村がより良い中学校給食を実施できるよう府の支援を求める要望署名」が提出されたところです。

そこでお聞きしますが、京都市内の南区や東山区の一部の新設学校のみ自校方式の中学校給食が実施されていることも含め、おなじ府内の中学生でありながら、住んでいる自治体や学校によって格差があることについて京都府としてどう認識しておられますか。

あわせて、見過ごせないのが子どもの貧困問題です。厚生労働省の調査によると17歳以下の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪となっています。予算委員会の知事総括質疑で島田議員も指摘しましたように生活保護費の過去最大の削減に続き、ひとり親家庭への手当の削減など、貧困家庭の所得が激減するなど、母子世帯での貧困率は54.6%にも跳ね上がっています。給食の場合は、就学援助適用世帯であれば無料になりますが、給食がなければ支援がなく、家庭の事情でやむなくおにぎりやパン1個、あるいは昼食をもってこない生徒もあり、これでは育ち盛りに必要な栄養も摂れません。子ども達にとって人生の大事なスタートの段階で、同じ子どもでありながら経済的な事情ですでにこれほど格差がついていることは到底見過ごせません。

中学校給食は、基本的には、市町村事業となっており、国からの補助金も直接市町村に投入されてい

ますが、これまで京都府として、子どもの医療費助成や、私学の授業料助成や、或いは少人数学級などについても国の財政支援以上に努力されているのですから、今こそ、京都府として府内の全ての中学校の子ども達が中学校で、家庭環境や住んでいる地域に関係なく安全で温かく、栄養バランスのある給食が食べられるよう実施主体の市町村任せにせず、財政支援すべきと考えますがいかがですか。

## 下京区の元府立中小企業指導所跡地の利活用について

**【西脇】**最後に私の地元下京区の元府立中小企業指導所跡地の利活用について伺います。

この跡地につきましては、これまで6年前と昨年秋と2回にわたって行われた住民アンケートなどからも図書館や福祉施設など地元住民が利用できる公的な利活用を望む声が多数で、かつ切実だということが明らかになっています。しかしながら、京都府は、この跡地について、昨年6月の補正予算案で「京都市や地元の連合自治会も利活用ニーズについて具体的な要望は示されなかった」として売却予定物件として建物の解体・撤去予算案が計上され、現在、解体も終わっています。

さらに、京都府は、本年2月の私の一般質問においても、当時の総務部長は、昨年の6月補正予算案の際と全く同じ答弁を繰り返されましたが、これまでの京都府の答弁に対して、地元町内会等からは事実とは全く違うと大きな憤りの声が出され、その後、本年5月22日には地元町内会から京都府府有資産活用課に対して「跡地については、民間売却は行わず、地元住民が利用できるようにすべき」との要望書が出され、引き続き7月末には、京都市と下京区役所に対して同様の主旨の要望書を提出されています。また、この府有地に隣接している認可保育園では、現在多数の待機児童を抱えておられ、その解消のために京都市を通じてこの府有地の一部を活用したいとの意向も京都府に示されたそうです。現在、京都市においては、今後の下京西部の活性化のための検討が進められていますが、主に中央市場周辺が中心であり、活性化に向けた方策も七本松通より西側の地域は、検討からは外れています。

もともとこの府有地がある下京区の西部地域周辺には、図書館など公的な文化的施設がほとんどなく、地元保育園も待機児童問題を抱えていることなどに加え、中央市場の西にある「下京区青少年活動センター」も来年4月までに下京東部の崇仁学区内に移転することになっております。益々、府有地の利活用に対する地元の皆さんの関心と思いは強くなっているのは至極当然ではないでしょうか。

この間、地元ではこれまでの2回にわたる府有地の利活用のアンケートの結果に基づいて、京都府と京都市への要望の具体化の検討が進められてきましたが、このほど「図書館と子育て支援・介護施設、地域コミュニティスペースの複合施設」でまとめ、近々、要望署名も取り込まれることになっていきます。京都府として、民間売却ありきで府民の財産を処分するのではなく、これだけ地元の要望が強くなっているのですから、京都市と協調して地元の皆さんの声に応えた府有地の利活用が実現できるようにすべきではありませんか。いかがですか。

### 答弁

**【知事】**消費生活相談員についてですが、相談員の皆様は、消費生活に関する専門家として特殊詐欺や送りつけ商法などの消費者トラブルについて、相談者への助言や事業者との交渉を行うなど府民を被害から守り、その回復の支援に尽力していただいているところであります。ただ、業務の内容からしますと、消費生活相談業務というのは、まあ、専門的な知識と経験を求められておりますけれども、それが、

そこからまた変わっていくというものではないので、これは 47 都道府県、民間に委託しているところを除きますと全て非常勤の職員でやっているというのが、まさにこのあれでございまして、一般正規職員という形ですと、これは毎年職務昇給をしていき、また、管理職とか、そうしたものに就いていくわけでありますので、そこはちょっと一緒にならないというので、47 都道府県でも事例が類例はないんだというふうに思っております。

処遇につきましては、これはたぶん時間給についてもですね、都道府県の平均よりも我々は高い給料になっているわけでありまして、決して低いわけでもなくて、近畿府県はそろっている形になっていることもご理解いただきたいと思えます。給料問題とか、そうした形のある程度の相場的なものになってまいりますので、京都だけ高い給料を払うということではないんじゃないかなと思えます。

時間の問題に関しては、こちらの方は人事院規則にならびでやっているわけなんですけれども、そうした面では少し改良の余地はあるのかもしれませんが、まあ、昨年の場合に一人当たりの相談員の方の一日の相談件数は 2 件を切っておりましたので、1.9 件くらいになっておりました。そうした点から申しますとですね、こちらの方を増やしていくと、全体の数が問題にまたいつてしまうということになりますので、そういう全体のことをふまえながらしっかりと対応していかなければならないんじゃないかなと思えます。

研修につきましては、これまでから相談員全員をですね、国民生活センター主催の専門研修に派遣している他、インターネットトラブルやクレーム対応等の相談員が希望する研修や毎月の市町村との情報交換会、研修会に可能な限り参加してもらうなど、公費による研修機会を十分確保し、スキルアップを積極的に支援しているところでありまして、今後とも研修内容については充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

**【総務部長】** 元府立中小企業指導所の跡地の利活用についてですが、現在、建物の解体工事を終えまして土壌調査を進めているところであります。議員からお話のありましたような地域密着型の住民サービスにつきましては、基礎自治体である市町村が地域住民の意向をふまえつつ一義的にご対応いただくものと考えておりまして、広域自治体である府が主体的に取り組むものではないと考えております。

先ほどの小巻議員のご質問にお答えしました通り土壌調査が終了した段階で改めて、京都市と地元自治会のご意見をお伺いして、引き続きすすめてまいります。

**【府民生活部長】** 消費生活相談活動の抜本的な強化についてですが、土・日・祝日相談につきましては、緊急性のある相談に応じるため、平成 17 年度から京都市と共同しまして N P O 法人京都有資格者の会に委託して実施しているところです。一日平均 10 件程度の相談の大半はその場で解決しておりまして、引き続きフォローが必要なものにつきましては、月曜日の朝、センター相談員につないで対応しておりまして、現在のところ相談者の利便性は確保されているものだと考えております。

昼休みの時間帯の相談対応につきましては、これまでから対応しておりました高齢者、多重債務、ヤミ金等の専門相談に加えまして、本年 6 月からは体制を充実いたしまして、くらしの相談についても常に実施をしているところでございます。今後とも相談件数や相談員のローテーションを勘案しながら、引き続き相談窓口の充実に向けてまいりたいと考えております。

【教育長】中学校給食についてですが、学校給食につきましては、学校設置者に運営経費の基本交付税措置がなされており、各市町組合教育委員会におきまして、生徒の実情や保護者のニーズなど総合的に判断し設定されているところです。現在、府内におきましては、新たに完全給食を開始する中学校が増えており、給食を生きた教材とした食育の取り組みが積極的に実施されてきているところです。府教育委員会といたしましては、こうした先進的な取り組みの成果を府内の中学校でしっかり共有することにより、学校給食を含めて食育の更なる充実・普及を図るとともに、国に対しまして学校給食に対する財政措置の拡充を引き続き働きかけてまいります。

【西脇】中学校給食問題について、貧困家庭が増加していると先ほど申しました。パンやコンビニのおにぎり1個だけという中学生も少なくないという、そういう子どもたちが本当に増えているという実態を議員のみなさんもぜひ知っていただきたいと思うのです。給食の役割は、教育的な位置づけとともに、今日的な意義として子どもの貧困対策という新たな意義が出てくると考えています。しかも京都府内の中学校給食の喫食状況は、現在大阪府に抜かれ全国の下から2番目ということです。それでも京都府として今後も市町村任せにしてこの状況を放置するということですね。重ねて府として府内の全市町村で中学校給食ができるような財政的な支援を、あと残りわずかだと言われるのであれば、だからこそしっかりと100%になるように、すでに100%の都道府県は相当あるわけですから、支援を求めておきたいと思います。

次に、消費生活安全センターの相談体制についてですが、他府県では正規職員を置いているというところもあると聞いております。しかも、相談員さんの手取りは、年170万円。これは決して高いとは言えないわけです。相談員さんは、高度で複雑な相談や高齢者のみなさんの相談の解決のために費やす労力は、先ほど申しましたが、件数は減っているけれども1件あたり70回も電話をしたり、応対をしている状況です。ですから、件数が減っているからいいじゃないかということは、これは全く実態に合っていないということなのです。

まずは、昼休みの相談窓口の拡充など、府民サービスの向上のためにもせめて現在の週28時間の相談員の勤務時間数を31時間以上に増やすことが必要だと考えております。また、専門相談員としての研修ですけれども、いつまでも相談員の熱意だけに任せていいのかということなのです。必要な改善をただちに行っていただくように求めておきます。

相談員が果たしている役割については、いろいろ言われたが、それでもいつまでたっても府内全体の消費者行政を中心的に担っている消費生活センターの相談員さんが、全て非正規の職員だと。こういう人たちにこれからの府内の消費者行政を任せていくのだということですね。『明日の京都』にもそのようなことが書かれているわけですが、これでいいのかどうかです。結局、府としての相談員に対する評価はその程度しかないのかということです。正規職員化と、少なくとも週4日以上勤務に早急に改善をしなければならないと考えております。

下京区の府有地についてですが、下京区にありました法務局の下京事務所の跡地の利活用については当初は、民間売却だと聞いていましたが、売却せずに特養ホーム等が建設される予定となっており、京都府もこれだけ地元あげての公的な利活用を求める声が高まっているのですから、民間売却ありきの方針は撤回すべきです。強く求めて質問を終わらせていただきます。